

外部研究資金のオーバーヘッドに関する申し合わせ

外部研究資金（受託研究費、共同研究費、研究助成金および指定寄付金等）に関する塾内一般管理費（以下、「オーバーヘッド」という。）について、以下の申し合わせ事項を取り決める。

1 使用目的

オーバーヘッドは、研究者が外部研究資金によって研究を行う際に支出される経費等を賄うことを目的として設けられており、研究推進に関わる、環境の整備・改善・維持・管理、人件費、光熱水費等に使用されるものとする。直接経費とは支出目的が異なるため、混同して使用することはできない。

2 キャンパス使用の原則

オーバーヘッドは、キャンパス単位で徴収し、当該キャンパスのために使用されるものとする。なお、当該研究活動が複数のキャンパスに跨って実施される場合の使用配分については、当該キャンパス間で協議する。

3 透明性の原則

オーバーヘッドの使用に関しては、予算・決算を含めて情報を開示し、明瞭な運用に努めるものとする。なお、各キャンパスのオーバーヘッド所管部門はオーバーヘッドの支出計画・実績報告を、別途定める期日までに研究連携推進本部へ提出するものとする。研究連携推進本部は支出計画・実績報告をとりまとめ、常任理事会および研究連携推進本部会議に報告した後、全塾で公開するものとする。

4 管理体制の構築

各キャンパスは、オーバーヘッドの収支が適正に把握できるよう、適切な管理体制を整備、構築するものとする。

5 内規による運用

前四項に基づき、各キャンパスは、オーバーヘッドの使用に関する内規を作成し、当該内規に従ってオーバーヘッドを運用するものとする。

6 徴収率

原則として、外部研究資金の額の15%をオーバーヘッドとして徴収する。

以上の申し合わせを、2012年4月1日から施行する。